

■床上浸水当の共済の定義について【参考】

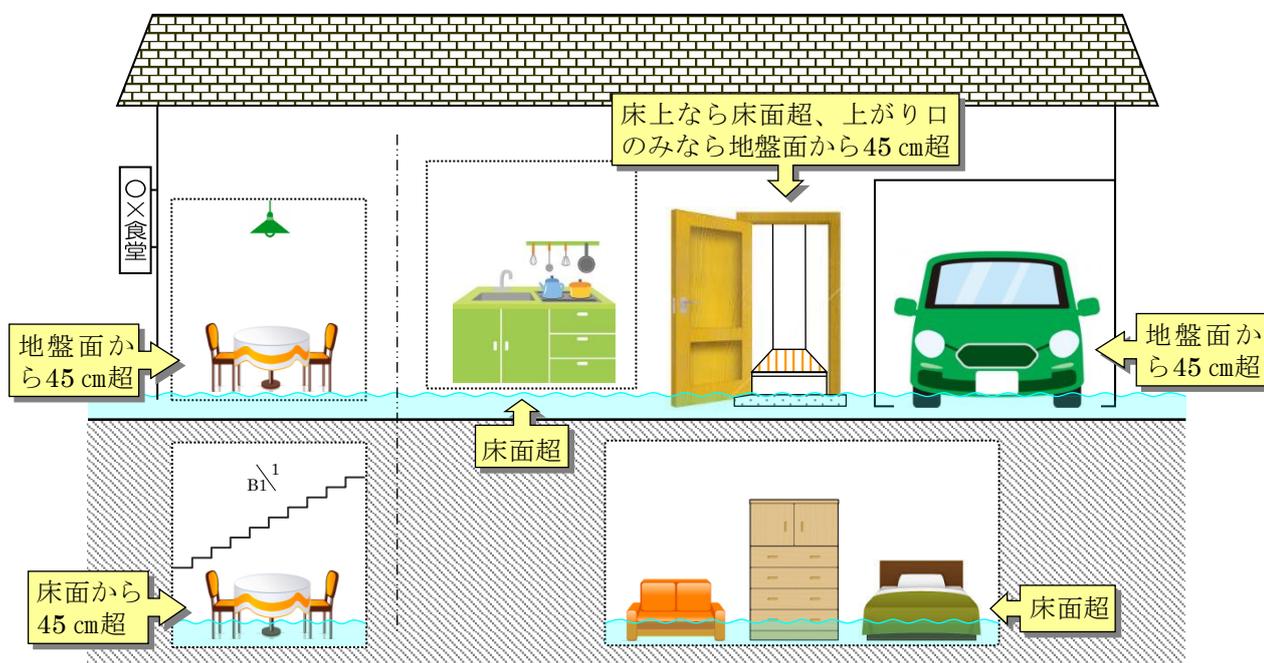
1. 床上浸水の定義は以下のとおりです。

(1) 居住の用に供する部分の床面をこえる浸水

- ① 居住の用に供する部分とは
居室（居間、寝室等）の他、台所、浴室、トイレ、廊下、納戸等も含まれます。
- ② 床面とは
床の構造・仕様は問いません（畳敷や板張等）。ただし、土間、たたきの類は除きます。
※畳敷の場合は、畳下床面（荒床板上面）より測定します。

(2) 地盤面から 45cm をこえる浸水

- ① 測定箇所（基準）は「地盤面」です。土間、たたき等の床面ではありません。
- ② 床面が地盤面より下にある場合は、その床面から 45 cm をこえる浸水となります。



2. 一部壊について

- (1) 隙間からの雨の吹き込みによる被害は対象外です。
- (2) 従物（畳、窓ガラス、雨戸、風除室など）と付属設備（電気設備、ガス設備、エアコン、給水タンク）は、建物の被害に含めます。

※ただし、エアコンの室外機やガス給湯器の浸水による損壊は対象外です。横殴りの暴風雨により、雨が侵入し故障した場合は対象となります。

3. 写真について

- (1) 建物全景（異なる4方向からの写真）
- (2) 被害箇所の周辺と詳細（被害箇所を入れた周辺と被害箇所の詳細がわかる写真）
- (3) 床上浸水の場合は床上高がわかる（床上何センチまで水が来たか、メジャー、高さがわかる物と一緒に）写真の撮影をお願いしてください。

4. 修理見積書に関するお願い

修理業者名、業者連絡先、工事の内容、数量、単価、金額等の内訳の表示を依頼してください。